

平成 29 年 6 月
浜田市議会定例会議案

平成 29 年 6 月 19 日

平成 29 年 6 月浜田市議会定例会付議事件

議 案

- 承認第 1 号 専決処分の承認について（浜田市税条例等の一部を改正する条例）
- 承認第 2 号 専決処分の承認について（浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例）
- 承認第 3 号 専決処分の承認について（平成 28 年度浜田市一般会計補正予算第 7 号）
- 議案第 39 号 浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 議案第 40 号 浜田市山藤功奨学基金条例の制定について
- 議案第 41 号 ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について
- 議案第 42 号 国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について
- 議案第 43 号 浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について
- 議案第 44 号 弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について
- 議案第 45 号 財産の取得について（浜田市役所分庁舎用地）
- 議案第 46 号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 議案第 47 号 財産の無償譲渡について（浜田市消防団浜田消防隊久代分団 2 班消防ポンプ車庫）
- 議案第 48 号 市道路線の廃止について（高城線外）
- 議案第 49 号 市道路線の認定について（高城線外）
- 議案第 50 号 平成 29 年度浜田市一般会計補正予算（第 1 号）

報 告

- 報告第 2 号 専決処分の報告について（事故の損害賠償の額の決定）
- 報告第 3 号 平成 28 年度浜田市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第 4 号 平成 28 年度浜田市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第 5 号 放棄した市の私債権の報告について

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田市税条例等の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例について

浜田市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市税条例等の一部を改正する条例

(浜田市税条例の一部改正)

第 1 条 浜田市税条例（平成 17 年浜田市条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定配当等申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 33 条第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「特定株式等譲渡所得金額申告書（」に、「もの及びその時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特定株式等譲渡所得金額申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書
- (2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

第 34 条の 9 第 1 項中「第 33 条第 4 項の申告書」を「第 33 条第 4 項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第 6 項の申告書」を「同条第 6 項

に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に、「法第 2 章第 1 節第 6 款」を「同節第 6 款」に改める。

第 36 条の 2 第 1 項ただし書中「仮認定特定非営利活動法人」を「特例認定特定非営利活動法人」に改める。

第 48 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「においては」を「には」に改め、同条第 3 項中「においては」を「には」に改め、「とする」の次に「。第 5 項第 1 号において同じ」を加え、「によって」を「により」に改め、同条第 5 項中「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、同条第 6 項中「によって」を「により」に、「第 75 条の 2 第 7 項」を「第 75 条の 2 第 9 項」に改め、同条第 7 項中「によって」を「により」に改める。

第 50 条第 1 項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第 2 項中「とする」の次に「。第 4 項第 1 号において同じ」を加え、同条第 4 項中「法第 321 条の 8 第 22 項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出」を「納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものを含む。以下この項において「増額更正」という。）」に、「（当該修正申告書」を「（当該増額更正」に、「同条第 1 項」を「法第 321 条の 8 第 1 項」に、「修正申告書が提出された」を「増額更正があった」に、「修正申告書の提出」を「増額更正」に改め、「については」の次に「、前項の規定にかかわらず」を加え、「が提出した修正申告書に係る」を「についてされた当該増額更正により納付すべき」に、「第 48 条の 15 の 5 第 3 項」を「第 48 条の 15 の 5 第 4 項」に改め、同項第 2 号中「修正申告書に係る更正」を「増額更正」に、「まで」を「（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）まで」に改める。

第 61 条第 8 項中「、第 349 条の 4 又は第 349 条の 5」を「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

（法第 349 条の 3 第 28 項等の条例で定める割合）

第 61 条の 2 法第 349 条の 3 第 28 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

2 法第 349 条の 3 第 29 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

3 法第 349 条の 3 第 30 項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分

の 1 とする。

第 63 条の 2 の見出し中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改め、同条第 1 項中「第 15 条の 3 第 2 項」を「第 15 条の 3 第 3 項並びに第 15 条の 3 の 2 第 4 項及び第 5 項」に改め、同項第 3 号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第 63 条の 3 第 2 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災市街地復興推進地域（第 74 条の 2 において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第 74 条の 2 において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加える。

第 74 条の 2 第 1 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第 2 項中「以後 3 年」を「から起算して 3 年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の 1 月 1 日から起算して 4 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第 5 条第 1 項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 8 条第 1 項中「平成 30 年度」を「平成 33 年度」に改める。

附則第 10 条を次のように改める。

（読替規定）

第 10 条 法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 までの規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第 61 条第 8 項中「又は第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで」とあるのは、「若しくは第 349 条の 3 の 4 から第 349 条の 5 まで又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 の 2 まで」とする。

附則第 10 条の 2 第 7 項中「附則第 15 条第 29 項」を「附則第 15 条第 28 項」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 30 項」を「附則第 15 条第 29

項」に改め、同条第9項中「附則第15条第31項」を「附則第15条第30項」に改め、同条第10項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第32項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第32項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第32項第2号イ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第32項第2号ロ」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項第2号ハ」を「附則第15条第32項第2号ハ」に改め、同条第15項を削り、同条第16項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第37項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同項の次に次の2項を加える。

17 法附則第15条第44項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。

18 法附則第15条第45項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附則第10条の3第2項中「附則第7条第2項」を「附則第7条第3項」に改め、同条第4項中「附則第12条第21項第2号」を「附則第12条第21項第1号ロ」に改め、同条第5項第2号中「附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される」を「附則第12条第24項において準用する」に改め、同条第6項中「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同条第7項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項第4号中「附則第12条第28項」を「附則第12条第30項」に改め、同項第6号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同条第8項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項第5号中「附則第12条第36項」を「附則第12条第38項」に改め、同条第9項中「に施行規則附則第7条第11項」を「に施行規則附則第7条第14項」に、「附則第12条第24項」を「附則第12条第26項」に改め、同項第5号中「附則第7条第11項」を「附則第7条第14項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第8項の次に次の2項を加える。

9 法附則第15条の9の2第1項に規定する特定耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に規定する書類を添付

して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

10 法附則第 15 条の 9 の 2 第 4 項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第 5 項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第 15 条の 9 第 9 項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 12 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分の床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日
- (5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第 12 条第 38 項に規定する補助金等
- (6) 熱損失防止改修工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかった理由

附則第 16 条第 3 項中「次項」を「以下この条（第 5 項を除く。）」に改め、同条に次の 3 項を加える。

5 法附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる

字句とする。

- 6 法附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。
- 7 法附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車が平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 30 年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成 31 年度分の軽自動車税に限り、第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

- 第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車が前条第 2 項から第 7 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第 87 条及び第 88 条の規定を除く。）

を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第 2 項の規定の適用がある場合における第 19 条の規定の適用については、同条中「納期限（）」とあるのは、「納期限（附則第 16 条の 2 第 2 項の規定の適用がないものとした場合の当該 3 輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該）」とする。

附則第 16 条の 3 第 2 項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、「第 33 条第 1 項」を「同条第 1 項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第 33 条第 4 項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第 33 条第 4 項第 1 号に掲げる申告書及び同項第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附則第 17 条の 2 第 1 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 4 項」を「附則第 34 条の 2 第 1 項」に、「除く。以下この条」を「除く。次項」に、「同項の」を「前条第 1 項の」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第 2 項中「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に、「附則第 34 条の 2 第 9 項」を「附則第 34 条の 2 第 10 項」に、「場合においては」を「ときは」に改める。

附則第 20 条の 2 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限までに提出されたもの及びその提出期限後において）」を「特例適用配当等申告書（）」に、「ものに限り、その時まで提出された第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「特例適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号

に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

附則第 20 条の 3 第 4 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において）」を「条約適用配当等申告書（」に、「もの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む」を「次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第 1 号に掲げる申告書及び第 2 号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書

(2) 第 36 条の 3 第 1 項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

附則第 20 条の 3 第 6 項中「第 36 条の 2 第 1 項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第 36 条の 3 第 1 項の確定申告書を含む。）」を「同条第 4 項に規定する条約適用配当等申告書」に、「これらの申告書」を「条約適用配当等申告書」に改める。

（浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例（平成 28 年浜田市条例第 43 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中浜田市税条例附則第 16 条の改正規定を次のように改める。

附則第 16 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28

年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表第 82 条第 2 号アの項中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

附則第 1 条第 1 号中「改正規定」の次に「及び附則第 3 条の規定」を加える。

附則に次の 1 条を加える。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 3 条 新条例附則第 16 条の規定は、平成 29 年度分の軽自動車税について適用する。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中浜田市税条例附則第 7 条の 3 の 2 の改正規定及び第 2 条の規定 公布の日
- (2) 第 1 条中浜田市税条例附則第 5 条第 1 項の改正規定及び次条第 2 項の規定 平成 31 年 1 月 1 日
- (3) 第 1 条中浜田市税条例附則第 10 条の 2 第 18 項を同条第 16 項とし、同項の次に 2 項を加える改正規定（同条第 18 項に係る部分に限る。） 都市緑地法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 26 号）の施行の日（市民税に関する経過措置）

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の浜田市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 28 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第 2 号に掲げる規定による改正後の浜田市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 48 条第 3 項及び第 5 項並びに第 50 条第 2 項及び第 4 項の規定

は、平成 29 年 1 月 1 日以後に新条例第 48 条第 3 項又は第 50 条第 2 項に規定する納期限が到来する法人の市民税に係る延滞金について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 28 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第 61 条第 8 項及び附則第 10 条（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 2 号。第 4 項及び次条第 2 項において「改正法」という。）による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下この項において「新法」という。）第 349 条の 3 の 4 に係る部分に限る。）の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した新法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等（第 4 項において「震災等」という。）に係る新法第 349 条の 3 の 4 に規定する償却資産に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例第 61 条の 2 の規定は、平成 30 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 29 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新条例第 63 条の 3 第 2 項及び第 74 条の 2 の規定は、平成 28 年 4 月 1 日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成 29 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した改正法による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成 25 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に締結された旧法附則第 15 条第 36 項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間に新たに取得された旧法附則第 15 条第 40 項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 29 年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成 28 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税(平成 28 年度以前の年度分のものに限る。)の額について不足額があることを浜田市税条例第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者以外の者(以下この条において「第三者」という。)にあるときは、地方税法第 13 条第 1 項の規定による告知をする前に、当該第三者(当該第三者と改正法附則第 18 条第 2 項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定(浜田市税条例第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

(浜田市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

- 第 5 条 浜田市税条例等の一部を改正する条例(平成 26 年浜田市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 6 条の表新条例附則第 16 条第 1 項の表第 82 条第 2 号アの項の項の左欄及び中欄中「第 82 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

承認第 2 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

浜田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

浜田市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年浜田市条例第 258 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 1 号中「にあつては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「にあつては」を「には」に改め、同条第 3 項中「によって」を「により」に、「433 円」を「333 円」に改め、「第 2 号」の次に「に該当する扶養親族については 1 人につき 267 円（非常勤消防団員等に第 1 号に該当する者がいない場合には、そのうち 1 人については 333 円）を、第 3 号」を加え、「第 5 号」を「第 6 号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第 2 号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367 円」を「300 円」に改め、同項第 2 号中「及び孫」を削り、同項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫

第 5 条第 4 項中「満 15 歳」を「15 歳」に、「満 22 歳」を「22 歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の浜田市消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

承認第 3 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 28 年度浜田市一般会計補正予算（第 7 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

平成 28 年度 浜田市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 28 年度浜田市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 162,425 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 39,401,708 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の廃止は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 3 月 31 日 専決

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		7,187,509	19,000	7,206,509
	2 固 定 資 産 税	3,761,094	19,000	3,780,094
4 配 当 割 交 付 金		36,482	△20,450	16,032
	1 配 当 割 交 付 金	36,482	△20,450	16,032
5 株式等譲渡所得割交付金		24,680	△14,212	10,468
	1 株式等譲渡所得割交付金	24,680	△14,212	10,468
6 地 方 消 費 税 交 付 金		1,116,672	△99,827	1,016,845
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,116,672	△99,827	1,016,845
10 地 方 交 付 税		12,503,935	200,082	12,704,017
	1 地 方 交 付 税	12,503,935	200,082	12,704,017
14 国 庫 支 出 金		4,747,737	738	4,748,475
	1 国 庫 負 担 金	2,983,513	25,059	3,008,572
	2 国 庫 補 助 金	1,715,468	△24,321	1,691,147
15 県 支 出 金		2,487,972	△22,512	2,465,460
	1 県 負 担 金	1,431,092	△1,800	1,429,292
	2 県 補 助 金	955,158	△20,712	934,446
17 寄 附 金		1,764,300	155,382	1,919,682
	1 寄 附 金	1,764,300	155,382	1,919,682
20 諸 収 入		1,346,260	△17,476	1,328,784
	5 雑 入	549,011	△17,476	531,535
21 市 債		4,586,205	△38,300	4,547,905
	1 市 債	4,586,205	△38,300	4,547,905
歳 入 合 計		39,239,283	162,425	39,401,708

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		6,364,278	326,281	6,690,559
	1 総 務 管 理 費	5,719,192	326,281	6,045,473
3 民 生 費		11,555,152	△ 105,207	11,449,945
	1 社 会 福 祉 費	6,629,059	△ 50,977	6,578,082
	2 児 童 福 祉 費	4,054,600	△ 37,230	4,017,370
	3 生 活 保 護 費	871,492	△ 17,000	854,492
4 衛 生 費		3,747,902	△ 18,700	3,729,202
	1 保 健 衛 生 費	1,595,088	△ 18,700	1,576,388
6 農 林 水 産 業 費		2,461,336	△ 22,473	2,438,863
	1 農 業 費	1,706,788	△ 22,473	1,684,315
8 土 木 費		3,671,367	0	3,671,367
	1 土 木 管 理 費	701,746	0	701,746
	6 住 宅 費	202,440	0	202,440
9 消 防 費		1,324,597	△ 17,476	1,307,121
	1 消 防 費	1,324,597	△ 17,476	1,307,121
歳 出 合 計		39,239,283	162,425	39,401,708

第 2 表 繰越明許費補正

(廃止)

款	項	事業名	金額
06 農林水産業費	02 林業費	林地崩壊防止事業	千円 7,412
11 災害復旧費	01 農林水産業施設 災害復旧費	28年農業用施設災害復旧費	3,526

第 3 表 地方債補正

(変更)

起債の目的	補正前 限度額	補正後 限度額
土地改良事業	千円 181,400	千円 179,600
道路橋梁整備事業	1,001,100	979,300
消防防災施設整備事業	116,500	101,800

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	7,187,509	19,000	7,206,509
4 配当割交付金	36,482	△20,450	16,032
5 株式等譲渡所得割交付金	24,680	△14,212	10,468
6 地方消費税交付金	1,116,672	△99,827	1,016,845
10 地方交付税	12,503,935	200,082	12,704,017
14 国庫支出金	4,747,737	738	4,748,475
15 県支出金	2,487,972	△22,512	2,465,460
17 寄附金	1,764,300	155,382	1,919,682
20 諸収入	1,346,260	△17,476	1,328,784
21 市 債	4,586,205	△38,300	4,547,905
歳入合計	39,239,283	162,425	39,401,708

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
2総 務 費	6,364,278	326,281	6,690,559			155,382	170,899	
3民 生 費	11,555,152	△105,207	11,449,945	23,259			△128,466	
4衛 生 費	3,747,902	△18,700	3,729,202				△18,700	
6農 林 水 産 業 費	2,461,336	△22,473	2,438,863	△20,712	△1,800		39	
8土 木 費	3,671,367	0	3,671,367	△8,221	△21,800		30,021	
9消 防 費	1,324,597	△17,476	1,307,121		△14,700	△17,476	14,700	
歳 出 合 計	39,239,283	162,425	39,401,708	△5,674	△38,300	137,906	68,493	

2 歳 入

1 市 税 (2 固定資産税)

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市 税	7,187,509	19,000	7,206,509
2 固定資産税	3,761,094	19,000	3,780,094
1 固定資産税	3,701,130	19,000	3,720,130
4 配当割交付金	36,482	△20,450	16,032
1 配当割交付金	36,482	△20,450	16,032
1 配当割交付金	36,482	△20,450	16,032
5 株式等譲渡所得割交付金	24,680	△14,212	10,468
1 株式等譲渡所得割交付金	24,680	△14,212	10,468
1 株式等譲渡所得割交付金	24,680	△14,212	10,468
6 地方消費税交付金	1,116,672	△99,827	1,016,845
1 地方消費税交付金	1,116,672	△99,827	1,016,845
1 地方消費税交付金	1,116,672	△99,827	1,016,845
10 地方交付税	12,503,935	200,082	12,704,017
1 地方交付税	12,503,935	200,082	12,704,017
1 地方交付税	12,503,935	200,082	12,704,017
14 国庫支出金	4,747,737	738	4,748,475
1 国庫負担金	2,983,513	25,059	3,008,572
1 民生費国庫負担金	2,940,839	25,059	2,965,898
2 国庫補助金	1,715,468	△24,321	1,691,147
5 土木費国庫補助金	481,988	△24,321	457,667

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現 年 課 税 分	19,000	現年課税分 19,000
1 配 当 割 交 付 金	△20,450	配当割交付金 △20,450
1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	△14,212	株式等譲渡所得割交付金 △14,212
1 地 方 消 費 税 交 付 金	△99,827	地方消費税交付金 △99,827
1 地 方 交 付 税	200,082	特別交付税 200,082
4 生 活 保 護 費 負 担 金	33,358	生活保護費 33,358
5 児 童 手 当 負 担 金	△8,299	児童手当負担金 △8,299

14 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
15 県支出金	2,487,972	△22,512	2,465,460
1 県負担金	1,431,092	△1,800	1,429,292
1 民生費県負担金	1,328,134	△1,800	1,326,334
2 県補助金	955,158	△20,712	934,446
4 農林水産業費県補助金	539,758	△20,712	519,046
17 寄附金	1,764,300	155,382	1,919,682
1 寄附金	1,764,300	155,382	1,919,682
1 総務費寄附金	1,761,000	155,382	1,916,382
20 諸収入	1,346,260	△17,476	1,328,784
5 雑入	549,011	△17,476	531,535
2 雑入	549,009	△17,476	531,533
21 市債	4,586,205	△38,300	4,547,905
1 市債	4,586,205	△38,300	4,547,905
4 農林水産業債	473,500	△1,800	471,700
6 土木債	1,158,900	△21,800	1,137,100
7 消防債	151,800	△14,700	137,100
歳入合計	39,239,283	162,425	39,401,708

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 住 宅 費 補 助 金	△24,321	社会資本整備総合交付金 △24,321
5 児 童 手 当 負 担 金	△1,800	児童手当負担金 △1,800
1 農 業 費 補 助 金	△20,712	産地パワーアップ事業推進費 △20,216 しまねの西条柿もうける産地育成事業費 △496
1 総 務 管 理 費 寄 附 金	155,382	ふるさと寄附金 155,382
3 消 防 団 員 退 職 報 償 金 受 入 金	△17,476	消防団員退職報償金受入金 △17,476
1 農 業 債	△1,800	農業拠点施設整備補助事業費 △1,800
1 道 路 橋 梁 債	△21,800	道路橋梁整備事業費 △21,800
1 消 防 債	△14,700	消防施設整備事業費 △14,700

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総 務 費	6,364,278	326,281	6,690,559			155,382	170,899
1 総務管理費	5,719,192	326,281	6,045,473			155,382	170,899
4 財政管理費	779,464	183,718	963,182				183,718
6 財産管理費	542,926	△12,819	530,107				△12,819
7 企 画 費	2,235,610	155,382	2,390,992			155,382	

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
25 積立金	183,718	1 減債基金積立金 183,718
11 需用費	△10,728	1 庁舎等維持管理費 △12,819
15 工事請負費	△2,091	
8 報償費	77,691	1 ふるさと寄附促進事業 155,382
12 役務費	1,175	
13 委託料	7,469	
25 積立金	69,047	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	11,555,152	△105,207	11,449,945	23,259			△128,466
1 社会福祉費	6,629,059	△50,977	6,578,082				△50,977
3 障がい者福祉費	1,767,650	△50,977	1,716,673				△50,977

3 民生費 (1 社会福祉費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	△224	1 身体障がい者更生医療給付事業 △16,863 2 障がい者介護給付事業 △34,114
20 扶助費	△50,753	

[illegible]

3 民 生 費 (2 児 童 福 祉 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	△37,230	1 児童手当支給事業 △12,230 2 私立保育所保育事業 △25,000

[illegible]

3 民 生 費 (3 生活保護費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	△17,000	1 扶 助 費 △17,000

[illegible]

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需用費	△6,300	1 定期（乳幼児等）予防接種事業 △18,700
13 委託料	△11,700	
19 負担金補助及び交付金	△200	
20 扶助費	△500	

[illegible]

6 農林水産業費 (1 農業費)

(単位: 千円)

節		説明
区	分 金 額	
19 負担金補助及び交付金	△22,473	1 農業拠点施設整備補助事業 △22,473

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,671,367	0	3,671,367	△8,221	△21,800		30,021
1 土木管理費	701,746	0	701,746	△6,523	△21,800		28,323
1 土木総務費	649,615	0	649,615		△21,800		21,800
2 建築指導費	52,131	0	52,131	△6,523			6,523

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

[illegible]

8 土 木 費 (6 住 宅 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
9 消 防 費	1,324,597	△17,476	1,307,121		△14,700	△17,476	14,700
1 消 防 費	1,324,597	△17,476	1,307,121		△14,700	△17,476	14,700
2 非常備消防費	128,157	△17,476	110,681			△17,476	
3 消防施設費	160,534	0	160,534		△14,700		14,700

9 消防費 (1 消防費)

(単位：千円)

[illegible]

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分	前 年 度 末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額			当 該 年 度 末 現在高見込額 千円
		起 債 見 込 額 千円	償 還 見 込 額 千円		
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	1,517,100	1,686,305		20,188,673
	補 正 額	△ 21,800			△ 21,800
	補 正 後 の 額	1,495,300	1,686,305		20,166,873
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	1,796,500	1,359,914		15,906,444
	補 正 額	△ 16,500			△ 16,500
	補 正 後 の 額	1,780,000	1,359,914		15,889,944
計	補 正 前 の 額	4,586,205	5,125,264		56,301,372
	補 正 額	△ 38,300			△ 38,300
	補 正 後 の 額	4,547,905	5,125,264		56,263,072

議案第 39 号

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市附属機関設置条例の一部を改正する条例

浜田市附属機関設置条例（平成 17 年浜田市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部浜田市奨学金貸与審査委員会の項中「浜田市奨学金貸与審査委員会」を「浜田市奨学金審査委員会」に、「貸与に」を「貸与及び山藤功奨学金の給付に」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

別表浜田市奨学金貸与審査委員会委員の項中「浜田市奨学金貸与審査委員会委員」を「浜田市奨学金審査委員会委員」に改める。

議案第 40 号

浜田市山藤功奨学基金条例の制定について

浜田市山藤功奨学基金条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市山藤功奨学基金条例

(設置)

第1条 故山藤功氏の遺志により受けた寄附金をもって山藤功奨学金に充てるため、浜田市山藤功奨学基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 指定寄附金
- (2) 基金の運用から生じる収益金
- (3) その他予算に計上する額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 第2条第2号の基金の運用から生じる収益金は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に定める目的に充てる場合に限り、処分することができる。

(その他)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 41 号

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例について

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

ラ・ペアーレ浜田条例の一部を改正する条例

ラ・ペアーレ浜田条例（平成 21 年浜田市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条及び第 6 条を次のように改める。

（開館時間）

第 5 条 ラ・ペアーレの開館時間は、午前 9 時から午後 9 時まで（日曜日は、午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

（休館日）

第 6 条 ラ・ペアーレの休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 第 1 日曜日、第 3 日曜日及び第 5 日曜日
- (2) 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

附 則

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 42 号

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例の一部を改正
する条例について

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

国立研究開発法人森林総合研究所事業負担金等徴収条例（平成 19 年浜田市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国立研究開発法人森林研究・整備機構事業負担金等徴収条例

第 1 条中「国立研究開発法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構法」に、「附則第 9 条第 3 項」を「附則第 8 条第 3 項」に改める。

第 2 条第 1 号ア中「附則第 9 条第 1 項」を「附則第 8 条第 1 項」に、「国立研究開発法人森林総合研究所（以下「研究所」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「機構」に改め、同号イ及びウ中「附則第 9 条第 1 項」を「附則第 8 条第 1 項」に、「研究所」を「機構」に改め、同条第 2 号中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する省令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する省令」に、「第 3 条」を「第 2 条」に改める。

第 6 条第 1 号中「国立研究開発法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令」を「国立研究開発法人森林研究・整備機構が行う特例業務に関する政令」に、「第 5 条」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 43 号

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例について

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

浜田市工場誘致条例の一部を改正する条例

浜田市工場誘致条例（平成 17 年浜田市条例第 209 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改める。

第 5 条第 1 項中「第 6 条」を「(昭和 25 年法律第 226 号) 第 6 条第 1 項」に、「情報通信技術利用事業」を「農林水産物等販売業」に改め、同条第 2 項中「第 6 条」を「第 6 条第 1 項」に改める。

第 6 条第 4 号中「第 4 条第 1 項又は第 2 項」を「第 4 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 44 号

弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例を廃止する条例について

弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例を廃止する条例

弥栄村建設残土処理場設置及び管理に関する条例（平成 8 年弥栄村条例第 16 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 45 号

財産の取得について

浜田市役所分庁舎用地として次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|---------------------------------|
| 1 | 取得する財産 | |
| | 土地 | |
| | 所 在 | 浜田市殿町 22 番 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 面 積 | 5,780.26 m ² |
| 2 | 取得の方法 | 売買による |
| 3 | 取得予定価格 | 249,000,000 円 |
| | | (建物解体費控除後の取得予定価格 116,000,000 円) |
| 4 | 契約の相手方 | 松江市殿町 1 番地 |
| | | 島根県 |
| | | 島根県知事 溝 口 善兵衛 |

議案第 46 号

財産の取得について

東部消防署金城出張所消防ポンプ自動車更新のため次のとおり財産を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号及び浜田市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 取得する財産 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取得の方法 | 購入（指名競争入札） |
| 3 | 取得予定価格 | 28,274,400 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 松江市学園一丁目 6 番 14 号
株式会社クマヒラセキュリティ 松江支店
支店長 小 松 幹 昇 |

議案第 47 号

財産の無償譲渡について

次のとおり財産を無償で譲渡することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

1 譲渡する財産

浜田市消防団浜田消防隊久代分団 2 班消防ポンプ車庫 建物

所在地 浜田市上府町口 659 番 3

建築年度 平成 4 年度

構造 木造スレート葺 1 階建

床面積 21.50 m²

2 物件評価額 463,292 円

3 譲渡の条件 譲受人は、譲り受けた建物を地域住民が地域交流や各種
行事で使用する資機材を格納する倉庫以外の目的で使用
しないこと。

4 譲渡の相手方 浜田市上府町口 304 番地

久代 4 町内

会長 東 条 浩

議案第 48 号

市道路線の廃止について

次のとおり市道の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

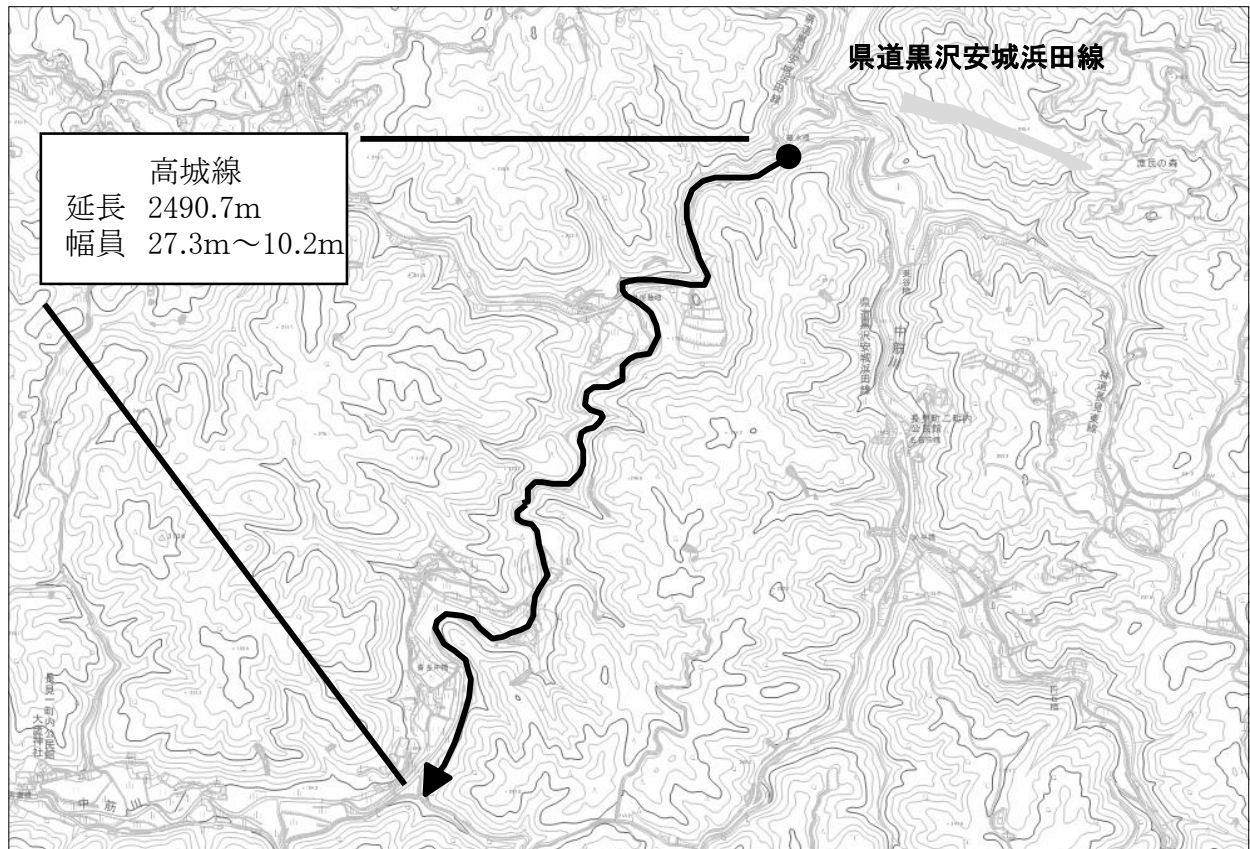
平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

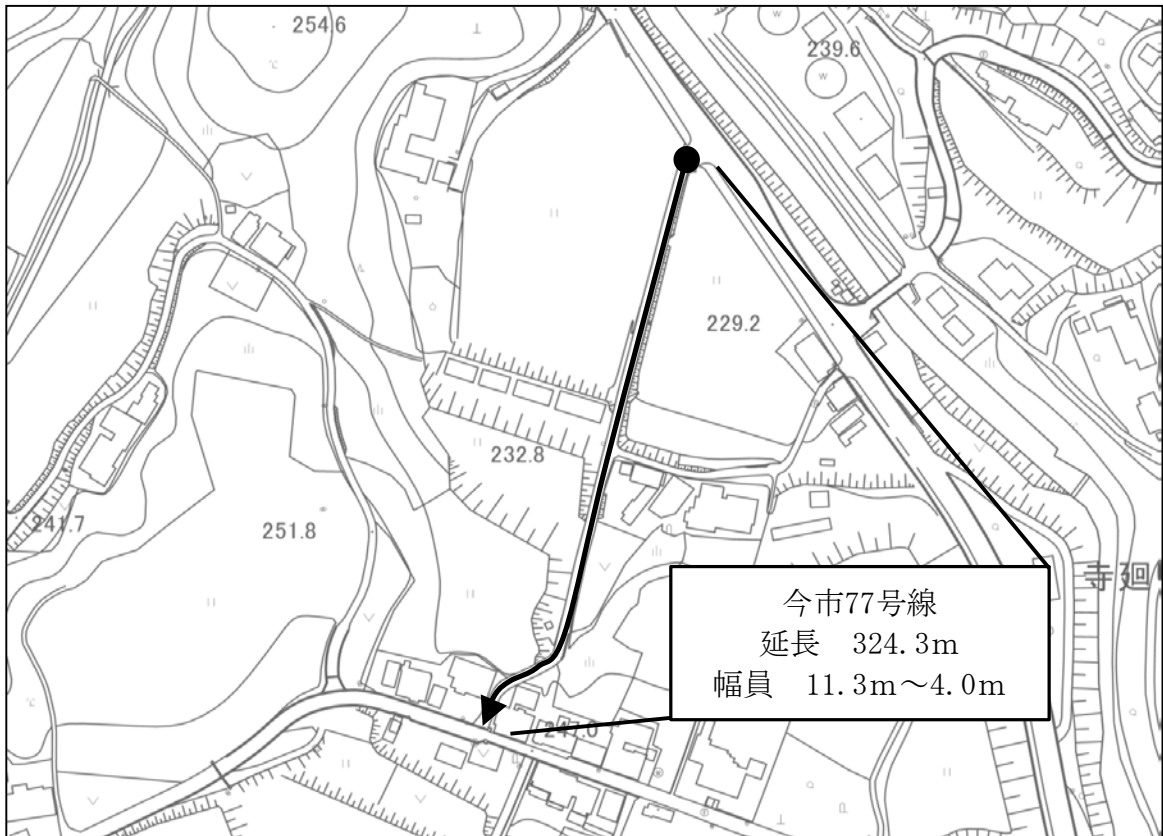
市道廃止路線

[illegible]

廃止



廃止



議案第 49 号

市道路線の認定について

次のとおり市道の路線を認定することについて、道路法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

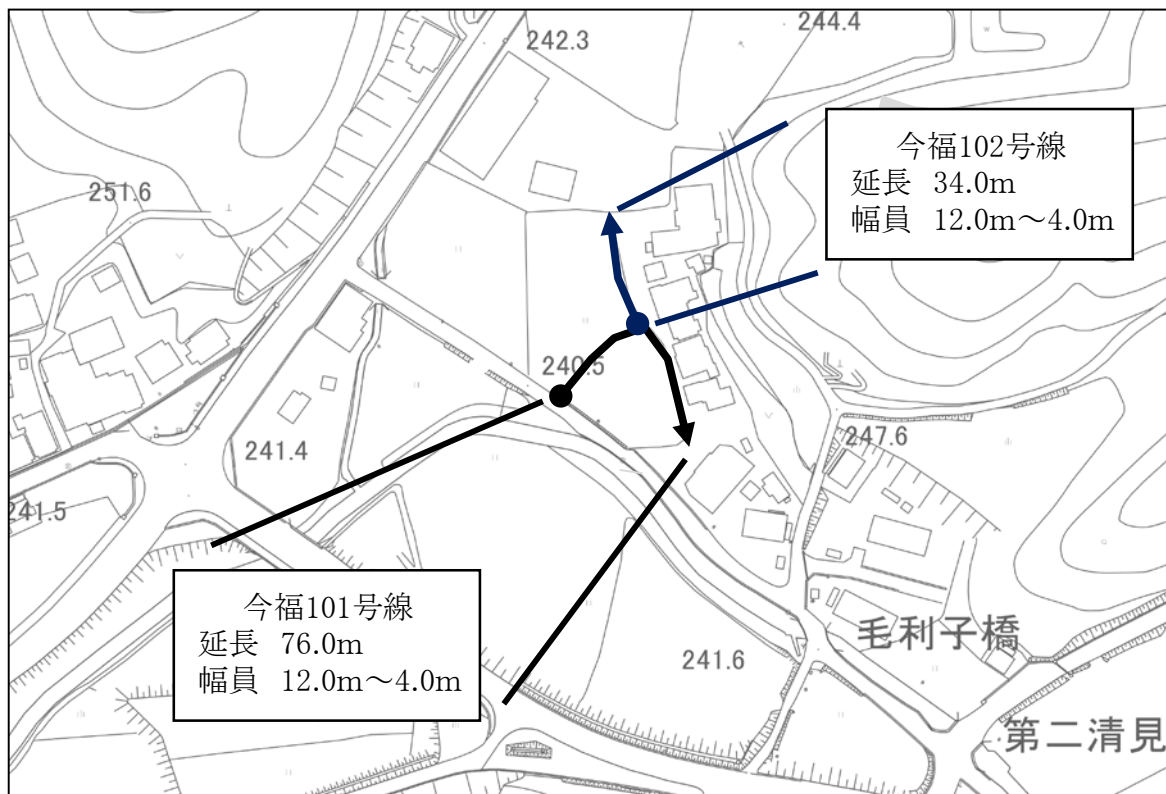
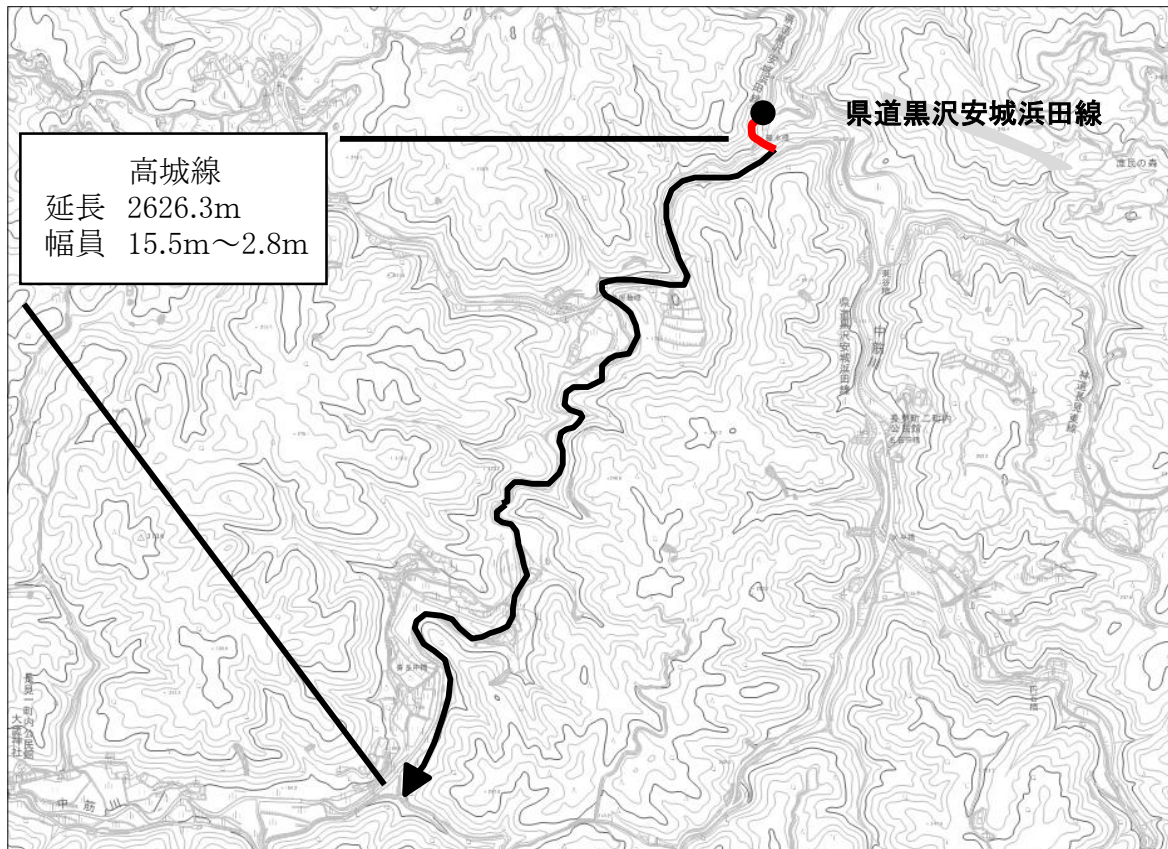
平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

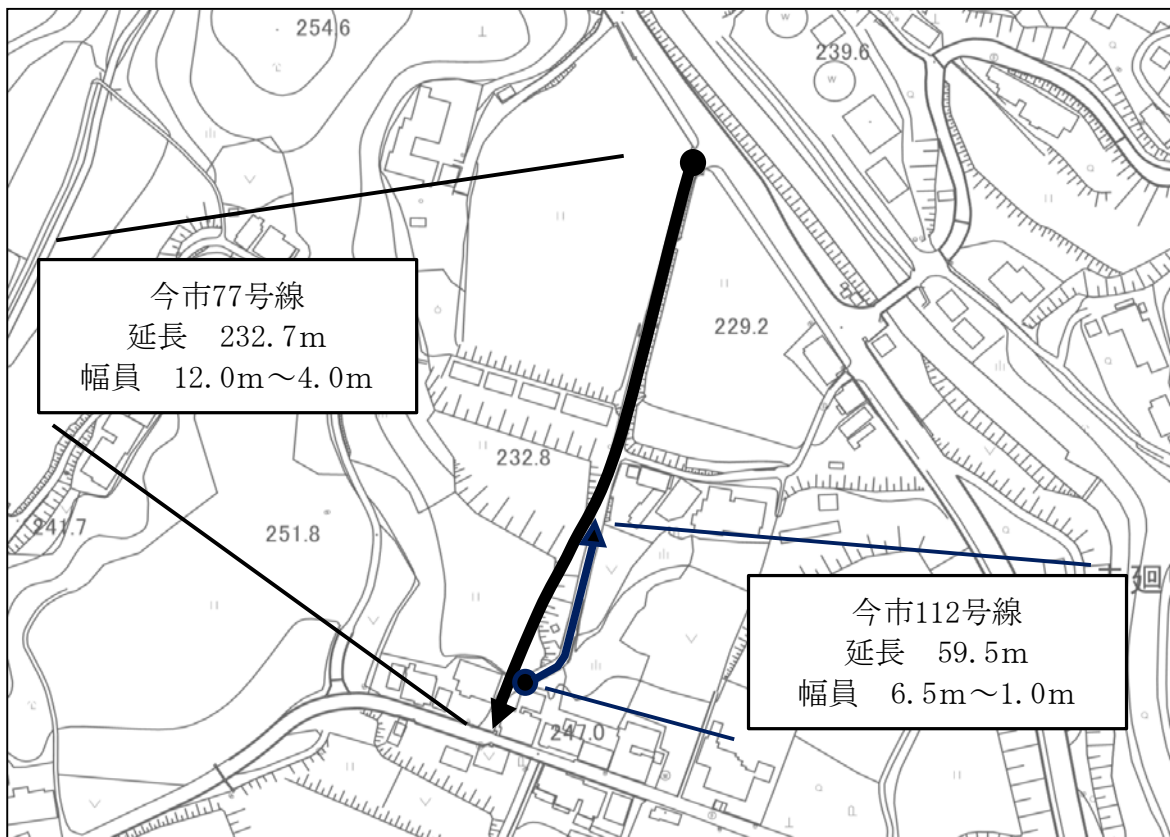
市道認定路線

[illegible]

認定



認 定



議案第 50 号

平成 2 9 年度

浜田市一般会計補正予算
(第 1 号)

平成 29 年度 浜田市一般会計補正予算（第 1 号）

平成 29 年度浜田市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 623,599 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 38,035,714 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 29 年 6 月 19 日 提出

浜田市長 久保田 章 市

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国 庫 支 出 金		4,495,139	△39,789	4,455,350
	2 国 庫 補 助 金	1,404,294	△39,789	1,364,505
15 県 支 出 金		3,758,988	△684,677	3,074,311
	2 県 補 助 金	2,207,815	△684,677	1,523,138
17 寄 附 金		1,128,162	50,800	1,178,962
	1 寄 附 金	1,128,162	50,800	1,178,962
18 繰 入 金		2,574,575	48,166	2,622,741
	2 基 金 繰 入 金	2,571,080	48,166	2,619,246
20 諸 収 入		988,444	15,101	1,003,545
	4 受 託 事 業 収 入	258,965	1,800	260,765
	5 雑 入	504,068	13,301	517,369
21 市 債		3,992,400	△13,200	3,979,200
	1 市 債	3,992,400	△13,200	3,979,200
歳 入 合 計		38,659,313	△623,599	38,035,714

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総 務 費		5,129,868	2,800	5,132,668
	1 総 務 管 理 費	4,487,829	2,800	4,490,629
3 民 生 費		10,871,036	43,039	10,914,075
	1 社 会 福 祉 費	6,227,162	3,721	6,230,883
	2 児 童 福 祉 費	3,759,806	39,318	3,799,124
4 衛 生 費		3,275,458	4,960	3,280,418
	1 保 健 衛 生 費	1,698,712	4,960	1,703,672
6 農 林 水 産 業 費		4,282,887	△652,803	3,630,084
	1 農 業 費	2,948,208	△659,434	2,288,774
	2 林 業 費	207,522	6,631	214,153
7 商 工 費		1,004,412	2,292	1,006,704
	1 商 工 費	1,004,412	2,292	1,006,704
8 土 木 費		3,214,015	△94,014	3,120,001
	1 土 木 管 理 費	638,255	1,800	640,055
	2 道 路 橋 梁 費	1,661,694	△55,934	1,605,760
	5 都 市 計 画 費	657,247	△39,880	617,367
10 教 育 費		2,754,064	70,127	2,824,191
	1 教 育 総 務 費	614,291	50,360	664,651
	2 小 学 校 費	186,402	3,826	190,228
	3 中 学 校 費	189,258	6,413	195,671
	5 社 会 教 育 費	1,048,070	9,528	1,057,598
歳 出 合 計		38,659,313	△623,599	38,035,714

第 2 表 債務負担行為補正

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
企 業 立 地 奨 励 事 業	平成30年度から平成33年度まで	千円 160,206

第 3 表 地方債補正

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前 限 度 額	補 正 後 限 度 額
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 18,600	千円 27,500
道 路 橋 梁 整 備 事 業	873,500	862,400
公 園 整 備 事 業	114,600	97,700
社 会 教 育 施 設 整 備 事 業	249,500	255,400

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金	4,495,139	△39,789	4,455,350
15 県支出金	3,758,988	△684,677	3,074,311
17 寄附金	1,128,162	50,800	1,178,962
18 繰入金	2,574,575	48,166	2,622,741
20 諸収入	988,444	15,101	1,003,545
21 市債	3,992,400	△13,200	3,979,200
歳入合計	38,659,313	△623,599	38,035,714

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2総 務 費	5,129,868	2,800	5,132,668			2,800	
3民 生 費	10,871,036	43,039	10,914,075	29,892	8,900	2,241	2,006
4衛 生 費	3,275,458	4,960	3,280,418			4,960	
6農 林 水 産 業 費	4,282,887	△652,803	3,630,084	△684,677		32,674	△800
7商 工 費	1,004,412	2,292	1,006,704				2,292
8土 木 費	3,214,015	△94,014	3,120,001	△69,681	△28,000	1,800	1,867
10教 育 費	2,754,064	70,127	2,824,191		5,900	53,660	10,567
歳 出 合 計	38,659,313	△623,599	38,035,714	△724,466	△13,200	98,135	15,932

2 歳 入

14 国庫支出金 (2 国庫補助金)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
14 国庫支出金	4,495,139	△39,789	4,455,350
2 国庫補助金	1,404,294	△39,789	1,364,505
2 民生費国庫補助金	127,715	29,892	157,607
5 土木費国庫補助金	613,889	△69,681	544,208
15 県支出金	3,758,988	△684,677	3,074,311
2 県補助金	2,207,815	△684,677	1,523,138
4 農林水産業費県補助金	1,789,809	△684,677	1,105,132
17 寄 附 金	1,128,162	50,800	1,178,962
1 寄 附 金	1,128,162	50,800	1,178,962
1 総務費寄附金	1,124,862	800	1,125,662
2 教育費寄附金	3,300	50,000	53,300
18 繰 入 金	2,574,575	48,166	2,622,741
2 基金繰入金	2,571,080	48,166	2,619,246
1 財政調整基金繰入金	427,827	15,932	443,759
4 地域振興基金繰入金	303,115	31,874	334,989
9 奨学基金繰入金	15,338	360	15,698

(単位：千円)

節		説	明
区	分 金 額		
2 児 童 福 祉 費 補 助 金	29,892	保育所等整備事業費 次世代育成支援対策施設整備交付金	22,082 7,810
1 道 路 橋 梁 費 補 助 金	△48,831	社会資本整備総合交付金 道整備交付金	△4,392 △44,439
2 都 市 計 画 費 補 助 金	△20,850	社会資本整備総合交付金	△20,850
1 農 業 費 補 助 金	△684,677	畜産収益力強化対策事業費 強い農業づくり交付金 島根型6次産業推進事業費	△1,230,612 539,304 6,631
1 総 務 管 理 費 寄 附 金	800	企業版ふるさと寄附金	800
1 教 育 総 務 費 寄 附 金	50,000	山藤功奨学基金	50,000
1 財 政 調 整 基 金 繰 入 金	15,932	財政調整基金繰入金	15,932
1 地 域 振 興 基 金 繰 入 金	31,874	地域振興基金繰入金	31,874
1 奨 学 基 金 繰 入 金	360	山藤功奨学基金繰入金	360

20 諸 収 入 (4 受託事業収入)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
項			
目			
20 諸 収 入	988,444	15,101	1,003,545
4 受託事業収入	258,965	1,800	260,765
3 土木費受託事業収入	16,600	1,800	18,400
5 雑 入	504,068	13,301	517,369
2 雑 入	504,066	13,301	517,367
21 市 債	3,992,400	△13,200	3,979,200
1 市 債	3,992,400	△13,200	3,979,200
2 民 生 債	39,100	8,900	48,000
6 土 木 債	1,024,800	△28,000	996,800
8 教 育 債	363,000	5,900	368,900
歳 入 合 計	38,659,313	△623,599	38,035,714

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 土 木 管 理 費 受 託 事 業 収 入	1,800	浜田八重可部線用地取得事業費 1,800
7 総 務 費 雑 入	2,800	コミュニティ助成事業費 1,800 地域イベント助成事業費 1,000
8 民 生 費 雑 入	2,241	t o t oスポーツ振興くじ助成金 2,241
9 衛 生 費 雑 入	4,960	二酸化炭素排出抑制対策事業費 4,960
15 教 育 費 雑 入	3,300	コミュニティ助成事業費 3,300
2 児 童 福 祉 債	8,900	私立保育所施設整備事業費 5,200 子育て支援センター整備事業費 3,700
1 道 路 橋 梁 債	△11,100	道路橋梁整備事業費 △11,100
3 都 市 計 画 債	△16,900	公園整備事業費 △16,900
3 社 会 教 育 債	5,900	社会教育施設改修事業費 5,900

3 歲 出

[illegible]

2 総 務 費 (1 総務管理費)

(單位：千円)

節		説	明
区	分		
19 負担金補助及び交付金	1,000	1 地域イベント助成事業	1,000
19 負担金補助及び交付金	1,800	1 地域安全まちづくり事業	1,800

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 民 生 費	10,871,036	43,039	10,914,075	29,892	8,900	2,241	2,006
1 社会福祉費	6,227,162	3,721	6,230,883			2,241	1,480
1 社会福祉総務費	1,246,874	3,721	1,250,595			2,241	1,480

3 民生費 (1 社会福祉費)

(單位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
12 役務費	216	1 ラ・ペアーレ浜田管理事業 3,721
18 備品購入費	3,505	

3 民 生 費 (2 児童福祉費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	11,715	1 地域子育て支援拠点施設整備補助事業 11,715
19 負担金補助及び交付金	27,603	1 私立保育所施設整備補助事業 27,603

4 衛 生 費 (1 保健衛生費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	240	1 クールチョイス推進事業 4,960
11 需用費	650	
12 役務費	370	
13 委託料	3,700	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
6 農林水産業費	4,282,887	△652,803	3,630,084	△684,677		32,674	△800
1 農 業 費	2,948,208	△659,434	2,288,774	△691,308		31,874	
3 農業振興費	720,922	228,524	949,446	196,650		31,874	
4 畜産業費	1,381,731	△887,958	493,773	△887,958			

6 農林水産業費 (1 農 業 費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報酬	△2,436	1 ふるさと体験村維持管理事業 △3,780
4 共済費	△368	2 耕作放棄地再生利用推進事業 △1,302
13 委託料	5,469	3 農業拠点施設整備補助事業 196,650
15 工事請負費	27,989	4 弥栄農産物デザイン推進事業 2,563
17 公有財産購入費	1,220	5 山ノ内梨園再整備事業 33,091
19 負担金補助及び交付金	196,650	6 産直栽培履歴管理システム導入支援事業 1,302
19 負担金補助及び交付金	△887,958	1 畜産収益力強化対策事業 △1,230,612
		2 畜産生産基盤育成強化事業 342,654

[illegible]

6 農林水産業費（２ 林 業 費）

（単位：千円）

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	△2,400	1 浜田産広葉樹活用推進事業 6,631
13 委託料	△620	
19 負担金補助及び交付金	9,651	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
7 商 工 費	1,004,412	2,292	1,006,704				2,292
1 商 工 費	1,004,412	2,292	1,006,704				2,292
1 商工総務費	387,777	2,292	390,069				2,292

7 商工費 (1 商工費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金補助及び交付金	2,292	1 商工総務事務費 2,292

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
8 土 木 費	3,214,015	△94,014	3,120,001	△69,681	△28,000	1,800	1,867
1 土木管理費	638,255	1,800	640,055			1,800	
1 土木総務費	586,140	1,800	587,940			1,800	

8 土 木 費 (1 土木管理費)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	660	1 土木総務事務費 1,800
17 公有財産購入費	1,138	
27 公課費	2	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 道路橋梁費	1,661,694	△55,934	1,605,760	△48,831	△11,100		3,997
1 道路橋梁総務費	65,083	1,182	66,265	△700	1,100		782
3 道路新設改良費	1,122,923	△60,234	1,062,689	△45,105	△18,200		3,071
4 交通安全対策事業費	79,099	8,283	87,382	3,200	5,100		△17
6 橋梁新設改良費	112,800	△5,165	107,635	△6,226	900		161

8 土 木 費 (2 道路橋梁費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅費	171	1 第二浜田ダム関連事業 1,182
13 委託料	140	
17 公有財産購入費	870	
27 公課費	1	
4 共済費	△6	1 白砂1号線改良事業 43,219 2 谷線道路改良事業 25,750 3 ふるさとかいてき道整備事業 15,596 4 戸地線改良事業 △69,400 5 長沢下府線通学路整備事業 5,150 6 舗装補修事業 △43,260 7 小国7号線災害防除事業 30,900 8 浜田駅周辺整備事業 △107,460 9 今福有福線道路改良事業 △22,145 10 道路ストック災害防除事業 61,416
7 貸金	19	
11 需用費	536	
12 役務費	△78	
13 委託料	10,746	
14 使用料及び賃借料	△365	
15 工事請負費	30,207	
17 公有財産購入費	△63,000	
19 負担金補助及び交付金	△253	
22 補償補填及び賠償金	△38,040	
4 共済費	△1	1 下来原6号線交通安全施設整備事業 3,397 2 歩道整備事業 4,886
7 貸金	8	
11 需用費	△22	
12 役務費	20	
13 委託料	300	
14 使用料及び賃借料	△65	
15 工事請負費	5,043	
22 補償補填及び賠償金	3,000	
11 需用費	335	1 橋梁長寿命化改修事業 △5,165
13 委託料	△5,500	

[illegible]

8 土 木 費 (5 都市計画費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
7 賃金	2	1 公園施設長寿命化対策支援事業 △10,180 2 城山公園整備事業 △29,700
11 需用費	△190	
13 委託料	△4,000	
14 使用料及び賃借料	8	
15 工事請負費	△41,700	
17 公有財産購入費	6,000	

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
10 教 育 費	2,754,064	70,127	2,824,191		5,900	53,660	10,567
1 教育総務費	614,291	50,360	664,651			50,360	
2 事務局費	510,939	50,360	561,299			50,360	

10 教 育 費 (1 教育総務費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
8 報償費	360	1 山藤功奨学基金積立金 50,000
25 積立金	50,000	2 山藤功奨学金給付事業 360

[illegible]

10 教 育 費 (2 小学校費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	3,826	1 要保護・準要保護児童扶助費 3,826

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3 中学校費	189,258	6,413	195,671				6,413
2 教育振興費	97,052	6,413	103,465				6,413

10 教 育 費 (3 中学校費)

(単位: 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
20 扶助費	6,413	1 要保護・準要保護生徒扶助費 6,413

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
5 社会教育費	1,048,070	9,528	1,057,598		5,900	3,300	328
2 公民館費	278,721	6,228	284,949		5,900		328
6 文 化 費	276,548	3,300	279,848			3,300	

10 教 育 費 (5 社会教育費)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委託料	6,228	1 公民館施設改修事業 6,228
19 負担金補助及び交付金	3,300	1 文化振興事業 3,300

補 正 予 算 給 与 費 明 細 書

1 特別職

区 分		職 員 数	給		与		費		計	共 済 費	合 計	備 考
			報 酬	給 料	期 末 手 当 年 間 支 給 率	地 域 手 当	寒 冷 地 手 当	そ の 他 の 手 当				
補 正 後	長 等	(人) 7	(千円) 23,120	(千円) 25,663	(千円) 7,844 3.10月分			(千円) 7,908	(千円) 64,535	(千円) 9,974	(千円) 74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	職 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	2,789	645,809					8,264	654,073	74,682	728,755	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,820	771,289	25,663	38,254			16,172	851,378	124,674	976,052	
補 正 前	長 等	7	23,120	25,663	7,844 3.10月分			7,908	64,535	9,974	74,509	退職手当組 合負担金及 び通勤手当
	職 員	24	102,360		30,410 3.10月分				132,770	40,018	172,788	
	そ の 他	2,790	648,245					8,264	656,509	75,050	731,559	時間外及び 管理職員特 別勤務手当
	計	2,821	773,725	25,663	38,254			16,172	853,814	125,042	978,856	
比 較	長 等											
	職 員											
	そ の 他	△ 1	△ 2,436						△ 2,436	△ 368	△ 2,804	
	計	△ 1	△ 2,436						△ 2,436	△ 368	△ 2,804	

(その他の特別職の報酬内訳)

職 名	人 員	報 酬
	(人)	(千円)
地域おこし協力隊 (弥栄農産物デザイン推進)	△ 1	△ 2,436
合 計	△ 1	△ 2,436

債 務 負 担 行 為 に 関 す る 調 査 書

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度 支出見込額	明年度以降の支出予定額		左の財源内訳	
		期	間	金 額	期	間	特定財源	一般財源
〔 既決分 〕	千円 4,873,177			千円 823,195			千円 1,190,196	千円 2,281,309
				578,477			3,471,505	
企 業 立 地 奨 励 事 業	160,206	平成30年度から			平成33年度まで		160,206	160,206
計	5,033,383			823,195			3,631,711	2,441,515

地 方 債 に 関 す る 調 書

区 分	前 年 度 末 現在高見込額 千円	当該年度中増減見込額 千円		当 該 年 度 末 現在高見込額 千円
		起 債 見 込 額	償 還 見 込 額	
一 般 単 独 事 業 債	補 正 前 の 額	1,492,600	2,225,825	19,433,648
	補 正 額	43,600		43,600
	補 正 後 の 額	1,536,200	2,225,825	19,477,248
辺 地 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	56,200	98,881	694,138
	補 正 額	△ 11,800		△ 11,800
	補 正 後 の 額	44,400	98,881	682,338
過 疎 対 策 事 業 債	補 正 前 の 額	1,214,900	1,495,957	15,608,887
	補 正 額	△ 45,000		△ 45,000
	補 正 後 の 額	1,169,900	1,495,957	15,563,887
計	補 正 前 の 額	3,992,400	5,751,714	54,503,758
	補 正 額	△ 13,200		△ 13,200
	補 正 後 の 額	3,979,200	5,751,714	54,490,558